

議案第97号

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定
について

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例の一部を改正する条例
川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム条例（平成22年川崎市条例第31号）
の一部を次のように改正する。

第8条第3項の表中「1,000円」を「1,010円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

藤子・F・不二雄ミュージアムの入館料の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。